

ドコモでんき 蓄電池自動制御オプション 検証参加規約

株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます。）は、「ドコモでんき 蓄電池自動制御オプション 検証参加規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「ドコモでんき 蓄電池自動制御オプション 検証」（以下「本検証」といいます。）を実施します。

1 用語の定義

1.1 用語

(a). 本契約：

本検証に参加するための本規約に基づく契約をいいます。

(b). 本契約者：

当社との間で本契約を締結した者をいいます。

(c). ちくでんエコめがね：

株式会社 NTT スマイルエナジー（以下「NTT スマイルエナジー」といいます。）が提供する、ご家庭の電力状況の見守りや蓄電池の自動制御等が可能なエネルギーマネジメントシステムをいいます。

(d). 蓄電池：

本契約者が利用し、ちくでんエコめがねに登録された、本検証による制御対象となる蓄電池をいいます。

(e). 対象エリア：

当社が指定する電力エリアごとに区分した蓄電池制御の実施エリアをいいます。

(f). 対象日時：

当社が指定する蓄電池制御の実施日時をいいます。

(g). 充電制御：

ちくでんエコめがねを介し、電力会社やご家庭の太陽光発電で発電した電力を蓄電池に充電する制御をいいます。

(h). 放電制御：

ちくでんエコめがねを介し、蓄電池からご家庭内の消費電力に対して放電する制御をいいます。

(i). 自動制御：

充電制御と放電制御の総称をいいます。

(j). 充電帯：

対象日時のうち、充電制御を実施する時間帯をいいます。

(k). 放電帯：

対象日時のうち、放電制御を実施する時間帯をいいます。

(l). 達成量：

当社が算定した、自動制御後の電力購入量が直近の平均電力購入量から減少した分をいいます。

1.2 その他

当社のドコモでんき供給約款及びドコモでんき d ポイント提供条件（以下総称して「供給約款等」といいます。）に定義される用語は、本規約において特段の定めがない限り同様の意味で使用します。

2 適用関係

本規約と供給約款等との間に矛盾、抵触が生じた場合は、ドコモでんき d ポイント提供条件 1.（本提供条件の適用）第 4 項の規定にかかわらず、本規約の内容を優先して適用するものとします。

3 本検証の内容

3.1 本検証は、本契約の有効期間中、本契約者のご協力により電力の安定供給を目的とした最適な需給調整のための蓄電池制御検証を行うものです。下記の通り、蓄電池の制御を伴う施策であることをご認識のうえ本検証にお申込みください。

【本検証の内容】

当社は、当社が電力の需給調整が必要と判断した時間に、自動制御の依頼を NTT スマイルエナジーに通知します。NTT スマイルエナジーは、当該通知に基づき指定された日時の間、ちくでんエコめがねに連携された本契約者の蓄電池を自動制御し、最適な需給調整を試みます。

3.2 当社は、本検証へのご協力に対する報酬として、本契約者に次の d ポイント（期間・用途限定）を進呈いたします。詳細は「7. ポイント進呈に関する各種条件」をご確認ください。

(a). 本検証参加に対する報酬：10,000 ポイント（期間・用途限定）

(b). 蓄電池の自動制御による達成量に応じた報酬：「6 達成量の計算方法」により算定された達成量 0.2kWh あたり 1 ポイント（小数点第一位を切り捨て、期間・用途限定）。

4 本検証の参加条件

4.1 本検証の参加を希望するお客さまは、以下の全ての条件を満たす必要があります。当該条件を満たすお客さまが、本規約の内容に同意することにより、本契約の申込みを行うものとし、参加条件を満たすことを当社が確認した時点で、本規約に基づく本契約が成立し、本検証の参加が開始いたします。

(a). 当社と需給契約があること。

(b). 2024 年 11 月 30 日までにドコモでんきの供給開始日を迎えていること。

(c). 需給契約者が d ポイントクラブ会員であること。

(d). 需給契約者が「ドコモでんき d ポイント提供条件」に同意していること。

(e). 需要場所に通信機能を有したスマートメーターが設置されていること。

(f). NTT スマイルエナジーが提供する「ちくでんエコめがね」を導入していること。

4.2 当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該お客さまからの申込みを承諾しないことがあります。

(a). 申込みの内容に不備があるとき、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。

(b). 本検証の解約申込から 7 営業日以内に再度申込をされたとき。

(c). お客さまが「8 禁止事項」の定め違反するおそれがあるとき。

(d). お客さまが過去に不正利用等により当社からの需給契約の解除又は本検証の提供停止等の措置を受けたことがあるとき。

(g). 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4.3 お客さまは、需給契約と対になる d アカウントにより本契約をお申込みいただく必要がございます。

5 本検証の各種条件

- 5.1 達成量（計算方法は「6 達成量の計算方法」に定めます。）に対するポイント数は当社より対象日時が属する月の翌月末頃に送付する電子メールからご確認いただけます。ただし、毎回の放電制御による達成量の内訳については開示いたしません。
- 5.2 本検証の実施に際して、5.1 に定める達成量の通知を必要とすることから、電子メールの配信許諾に同意いただく必要があります。
- 5.3 本検証は、電力需給状況等を鑑みて実施することから、対象日時は不定期となり、同日内に複数回自動制御が行われる場合や、一定期間自動制御が行われない場合がございます。また、達成量に対するポイント数は対象日時及び対象エリアごとに変動する場合がございます。
- 5.4 本検証に参加するために必要なハードウェア及びソフトウェアに関する費用、通信料及びインターネット接続料は、本契約者の負担となります。
- 5.5 本検証期間中または終了後に、当社が同様又は類似のプログラムを行う場合、本契約者は、本契約を解約又は需給契約に紐づき本検証へお申込みいただいている d アカウントや回線を変更、解約をした場合を除き、個別のお申出なく、当該プログラムにご参加いただけます。なお、当該プログラムの参加をご希望されない場合は、別途当社からご案内するお知らせにてお申し出頂けます。

6 達成量の計算方法

- 6.1 達成量は、本規約の 6.2 に基づき設定される放電帯における当日調整済みの対象エリアごとに算出した標準的な電力使用量（以下「ベースライン」といいます。）から対象日の放電帯における本契約者の電力使用量を差し引いた電力量とします。達成量は、30 分値を 1 単位として 1 単位ごとに計算を行い、当該電力量の月の合計を小数点以下第 2 位まで算定します。当該合計の達成量について、0.2kWh あたり 1 ポイント（小数点第一位を切り捨て）を報酬として進呈します。なお、1 単位の達成量がマイナス値になった場合は、該当 1 単位の達成量を 0kWh として取扱います。
- 6.2 ベースラインは、平日、土日祝日のどちらにおいても、小数点以下第三位を切り捨て、小数点以下第二位までの数値を取り扱うこととし、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」（資源エネルギー庁・令和 2 年 6 月 1 日最終改定）及び当社が定める方法により算定します。なお当社は原則として 6.3～6.6 に定める方法でベースラインを算出します。
- 6.3 算定されるベースラインは、平日の場合は、直近 5 日間（土日祝日及び過去の対象日を除く）のうち放電帯における電力使用量の多い 4 日間の平均電力使用量、土日祝日の場合は、直近 3 日間（平日及び過去の対象日を除く）のうち放電帯における電力使用量が多い 2 日間の平均電力量を基準として算定します。
- 6.4 平均電力使用量は、平日の場合は直近 5 日間（土日祝日及び過去の対象日を除く）において、土日祝日の場合は直近 3 日間（平日及び過去の対象日を除く）において、放電帯の電力使用量の最小日が複数ある場合は、対象日から最も遠い 1 日を除き、平日の場合は 4 日間、土日祝日の場合は 2 日間で計算します。ただし、次に該当する日を除いて、平日の場合は 5 日間、土日祝日の場合は 3 日間となるよう、対象日から過去 30 日以内（平日及び土日祝日）で更に日を遡り、直近日を設定します。
- (a). 平日のベースラインを算定する場合
- 土日祝日
 - 過去の対象日
 - 放電帯におけるベースラインの平均値が、直近 5 日間（土日祝日及び過去の対象日を除く）の放電帯における電力使用量の総平均の 25%未満の日

(b). 土日祝日の標準的な電力使用量を算定する場合

- 平日
- 過去の対象日
- 放電帯におけるベースラインの平均値が、直近 3 日間（平日及び過去の対象日を除く）の放電帯における電力使用量の総平均の 25%未満の日

6.5 平日の直近の日数が 4 日間（土日祝日の場合は 2 日間）しか設定できなかった場合、当該 4 日間（土日祝日の場合は 2 日間）で計算いたします。更に平日の直近の日数が 4 日間（土日祝日の場合は 2 日間）に満たない場合は、4 日間（土日祝日の場合は 2 日間）となるよう対象日から過去 30 日以内の放電帯の平均電力使用量が最も大きい日から対象に設定し計算いたします。

6.6 算定したベースラインに対して、気温や天候などの影響を排除するために当日調整を行います。対象日の放電帯から遡り 6 単位（対象日の充電帯を除く）について、「対象日の電力使用量-算定したベースライン」の平均値を算出します。算出したベースラインの各単位に、平均値を加算したものを当日調整済みのベースラインとします。

6.7 本検証では、需給契約の需要場所に設置されたスマートメーターから送られる 30 分値の電力使用量をもとに達成量を計算します。スマートメーター未設置やシステム障害、通信障害などにより、電力使用量データが欠損していた場合は欠損している 1 単位を 0kWh として計算します。ベースラインの算定にあたり、必要となる日数が足りない場合は、達成量の算定不可となる場合がございます。後日再算定は行いません。

6.8 本検証期間中に用いる 30 分値の電力量は、一般送配電事業者から連携される 30 分電力量を用います。30 分電力量は後日訂正されることがございますが、原則遡っての訂正はいたしません。

6.9 本契約が終了した場合、蓄電池の自動制御が行われた場合でも達成量の計算はされません。

7 ポイント進呈に関する各種条件

7.1 達成量に応じたポイントは、対象日時が属する月のポイント分を合計し、対象日時が属する月の翌月末頃に d ポイント（期間・用途限定）として進呈いたします。

7.2 本契約の有効期間最終日まで本契約が有効なお客さまに対する報酬として、2025 年 2 月の達成量に応じたポイントに 10,000 ポイントを加算し、2025 年 3 月末頃に d ポイント（期間・用途限定）として進呈いたします。

7.3 進呈する d ポイント（期間・用途限定）は、別段の定めがない限り、進呈日から 3 カ月間ご利用可能です。

7.4 進呈する d ポイント（期間・用途限定）は需給契約と対になる d アカウントに進呈されます。

7.5 対象日時が属する月の末日時点で本契約を終了している場合、又はポイント進呈時点で d ポイントクラブを退会されている場合はポイント進呈の対象外となります。

8 禁止事項

本契約者は、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (a). 当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (b). 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (c). 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (d). 事実に反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
- (e). 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為

- (f). 本検証に係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本検証の提供を不能にする行為その他当社による本検証の提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為（不当な手段により本検証により過度なポイント進呈を受ける行為を含みます）
- (g). コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本検証を通じて、若しくは本検証に関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (h). d アカウント等を不正に使用する行為
- (i). 前各事項のほか供給約款等で禁止している行為
- (j). その他当社が不適切と判断する行為

9 利用料金

本検証の参加に係る料金は無料です。

10 個人情報

- 10.1 当社は、本検証の提供にあたり取得する本契約者の情報を、別途定める「NTTドコモプライバシーポリシー」(<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>) に従って取り扱います。
- 10.2 当社は、本検証を NTT アノードエナジー株式会社及び NTT スマイルエナジーと共同で実施いたします。本契約者の氏名、住所及びエコめがね ID 等の情報並びに蓄電池の自動制御に必要な制御機器に関する情報（電力利用状況に関する情報、本契約者からの問い合わせに関する情報等）を、本検証を実施・運用するため及び各社における今後のサービス検討及び実施等のために、当社から NTT スマイルエナジー及び NTT スマイルエナジーから当社へ提供いたします。

11 提供中断等

- 11.1 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本検証の全部又は一部の提供を中断することがあります。
 - (a). 地震、津波、台風、落雷等の天災地変、火災、サイバー攻撃、感染症、伝染病、戦争、暴動、内乱、騒乱、テロ行為、禁輸措置、法令又は規則の制定・改廃、公権力による命令・処分等の政府による行為、争議行為、交通機関の障害その他の国内外で生じた不可抗力により本検証が提供できなくなったとき。
 - (b). 本検証に関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
 - (c). 本検証において使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
 - (d). 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
 - (e). 当社の運用上又は技術上、本検証の全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。
- 11.2 当社は、前項に定めるほか、本検証の運用上必要な範囲において、本検証の利用の制限等を行うことができるものとします。
- 11.3 当社は 11.1 に基づく本検証の全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨を当社が適切と判断した方法により本契約者に周知するものとします。ただし、やむを得ない場合は当該周知を行わないことがあります。
- 11.4 当社は、11.1 又は 11.2 の定めに基づき本検証の提供を中断し、又はその利用を制限等したことにより本契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

12 本契約の有効期間

本契約の有効期間は、4.1 に基づき本契約が成立した日から、2025 年 2 月 28 日までとします。

13 本検証の廃止

13.1 当社は、当社の都合によりいつでも本検証の全部又は一部を廃止することができるものとし、この場合当社が適切と判断した方法本契約者に周知するものとします。なお、本検証の全部が廃止された場合は、当該時点をもって本契約は自動的に終了するものとします。

13.2 当社は、13.1 の定めに基づき本検証の全部又は一部を廃止したことにより本契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

14 本契約者が行う本契約の解約

14.1 本契約者は、本検証専用サイトから当社所定の方法により本契約を解約して本検証の参加を辞退することができます。この場合、当社が解約のお申出を受諾した時点で本契約は終了し、本検証の適用は終了します。

14.2 前項に定めるほか、以下のいずれかに該当するに至った場合、それぞれに定める時点をもって本契約は終了し、本検証の適用は終了します。

(a). 本契約者が需給契約を解約したとき。当該需給契約解約の時点で本契約も終了するものとします。

(b). 本契約者が需給契約と対になる回線契約を変更又は終了したとき。当該回線契約の変更又は終了の時点で当該需給契約に係る本契約も終了するものとします。

(c). 本契約者が需給契約と対になる d アカウントを変更したとき。当該 d アカウントの変更の時点で当該需給契約に係る本契約も終了するものとします。

(d). 本契約者が本検証における自動制御に使用するちくでんエコめがねを取り外したとき。取り外されたことを NTT スマイルエナジーが確認した時点で本契約も終了するものとします。

14.3 前二項の場合、システム処理の関係から、本契約が終了した時点から 7 日間程度は蓄電池の自動制御が行われる可能性があります。

14.4 本契約の解約申込みの取り下げはできないものとします。

15 当社が行う本契約の解除

当社は、本契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

(a). 4.1 に定める本検証の適用条件を満たさなくなったことを当社が確認したとき。ただし、適用条件を満たさないことを当社が確認するまでの間、最大 1 ヶ月程度、蓄電池の自動制御が行われる場合があります。

(b). 本契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。

(c). 「8 禁止事項」に違反したとき。

(d). その他本検証の提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

16 免責及び責任制限

16.1 次の各号のいずれかに起因又は関連して、本契約者又は第三者が被った損害について、当社は、請求原因のいかににかかわらず、その責任を負いません。

- (a). 自動制御による電気料金の上昇や売電量の減少などの不利益
 - (b). 自動制御により蓄電池又は本検証に関する機器、設備等に生じた不利益（バッテリーの消耗、機器の故障等）
 - (c). 通信回線・コンピュータシステム等の障害及び電気機器の故障による本検証の中断・遅滞・中止・データの消失、データ不正アクセス等により発生した不利益
 - (d). 第三者による蓄電池の使用等当社の責めに帰すべき事由以外の事由により発生した不利益
- 16.2 前項の規定にかかわらず、当社が、本契約者に対し、何らかの損害賠償責任を負うとき、その範囲は、本契約者に現実に生じた直接かつ通常の損害を上限とします。
- 16.3 当社の故意又は重大な過失により本契約者に損害を与えた場合は、前二項の定めは適用しません。

17 規約の変更

当社は、当社が適切と判断した方法によって、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合は、変更日以降当該変更後の本規約が適用されます。

- (a). 本規約の変更が、本契約者の一般の利益に適合するとき。
- (b). 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

18 残存項

本契約が終了した後も、「1 用語の定義」「2 適用関係」「5 本検証の各種条件」「8 禁止事項」「10 個人情報」「11 提供中断」「13 本検証の廃止」「15 当社が行う本契約の解除」「16 免責及び責任制限」「18 残存項」及び「19 その他各種条件」の定めは、なお有効に存続するものとします。

19 その他各種条件

- 19.1 本契約者は、本規約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡させ、承継させ、又は担保に供することはできません。
- 19.2 本検証に関する情報は、原則当社が適切と判断した方法にて通知公表します。
- 19.3 本契約者と当社との間で本規約に付随又は関連して紛争等が生じた場合は、東京地方裁判所又は本契約者の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上
2024年7月10日